

秘密保護法の国会提出断念を求める決議

- 1 政府は、13年9月3日に「特定秘密の保護に関する法律案の概要」を公表し、9月26日には、自民党プロジェクトチームに対し、「特定秘密の保護に関する法律案」（以下「秘密保護法案」）の原案を提示した。そして、13年秋の臨時国会には秘密保護法案を提出し、成立を目指すとしている。自由法曹団は、これまでも、秘密保全法制の危険性を指摘し、徹底して批判する意見書等を公表してきた。法案の詳細があきらかになりつつある今、改めて、秘密保護法が憲法に反して国民の権利を著しく侵害する上、国民主権を形骸化させ、議院内閣制、三権分立等の国の統治機構の根幹を揺るがす危険な法案であることを以下に指摘し、法案の国会提出断念を強く求めるものである。
- 2 秘密保護法案は、保護する秘密(特定秘密)の範囲を「①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③特定有害活動の防止に関する事項、④テロリズムの防止に関する事項」の四分野としており、1980年代に国が制定を目論んだ「国家機密法案」以上に「秘密」の範囲は広範で無限定に等しいものである。その上、特定秘密の指定を行うのは情報を保有する行政機関の長であり、第三者によるチェックの機会もなく、政府の都合で、自衛隊、原発、TPP交渉などに関する、あらゆる重要情報が隠蔽されることになる。
そして、「特定秘密」とされた情報については、公務員だけではなく、秘密を扱う民間企業・研究機関等の労働者にも重い秘密保持義務が課され、その漏えいは内部告発や過失によるものであっても刑事罰の対象とされる。また、漏えいだけでなく、メディアによる取材活動等の「秘密」を取得しようとする行為も、「特定秘密を保有する者の管理を害する行為」とされれば、刑事罰の対象とされる。しかも、結果として情報が取得できなくとも未遂犯として処罰され、情報取得行為を実施しなくとも、教唆、共謀、扇動行為として正犯とは独立に刑事罰の対象にするとしており、市民のあらゆる行為に官憲による捜査の手や処罰の危険が及ぶことになる。また、法定刑は最高で懲役10年とされており、メディアによる取材活動等に与える萎縮効果は甚大なものになる。
- 3 また、秘密保護法案は、行政機関や警察が、秘密を取り扱わせようとする者について、活動歴、信用状態、精神疾患に関する事項等の極めて高度なプライバシー情報について調査・監視を行い、差別・選別を可能とする「適性評価制度」の導入を目論んでいる。同制度は、公務員だけでなく、秘密を扱う民間企業等の労働者も対象となり、多くの国民がプライバシー侵害、思想・信条による差別といった重大な人権侵害の危険にさらされることになる。すでに12年通常国会において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（共通番号法）が成立しているが、共通番号法と秘密保護法が結びつくことで、政府は保有する情報を国民から隠す一方で、「適性評価制度」の名の下に膨大な個人情報等を収集して管理・利用することが可能となり、国家による徹底的な国民の監視体制が構築されることになる。
- 4 このように、秘密保護法案は、知る権利や報道の自由、プライバシー権等、国民の憲法上の権利を著しく侵害するものであるが、それにとどまらず、議院内閣制、三権分立といった、憲法上保障された統治機構の根幹を揺るがす危険を有するものである。秘密保護法は、「特定秘密」と指定された情報について、行政機関の限られた者のみで独占

し、国民はもちろんのこと、国会、裁判所、地方自治体に対してもこれを原則として提供しない仕組みとなっている。法案原案から明らかなおり、「特定秘密」が国会に提供されるのは、国会・委員会・参議院調査会の秘密会に限定され、加えて、国会が、政令に定める秘密の漏えい等を防ぐための措置を講じた場合に限るとされている。つまり、国会が行政機関の定める政令に従わなければ、「特定秘密」を用いて審議を行うことすらできないのである。このような仕組みは、国会を唯一の立法機関と定め、国会が行政政府をコントロールする議院内閣制を採用した憲法上の統治機構の定めを根幹から揺るがすものである。

5 加えて指摘しなければならないのは、政府が、秘密保護法と同時期の成立を目指している国家安全保障会議（日本版NSC）設置のための関連法案（以下「設置法案」という）との関係である。政府は、既に13年通常国会に設置法案を提出し、13年秋の臨時国会において成立を目指すとしているが、設置法案は、秘密情報を国家安全保障会議、特に「四大臣会合」と呼ばれる内閣総理大臣・官房長官・外相・防衛相により構成される会議に集約・独占させ、内閣総理大臣を頂点としたトップダウンで安全保障に関する意思決定を行うことを可能とするものである。すなわち、設置法の目指すところは、「四大臣会合」が安全保障に関する重要な情報を独占し、他の行政機関、地方自治体、国会、裁判所といった統治機構の関与を排するとともに、内閣制度を形骸化させて安全保障に関する意思決定を強行することを可能とするであり、ここにおいて秘密保護法は、情報の他の統治機構への提供を拒否することを正当化する役割を果たすこととなるのである。この点においても、秘密保護法が、国民主権を形骸化させ、憲法に定める統治システムを破壊する危険性を有するものであることは明らかである。

6 政府はこれまで、有識者会議における審議内容等の法案制定過程を、意図的に市民の目から隠蔽し、法案そのものはもちろんその概要すら明らかとてこなかったが、13年9月3日にいたって法案概要を公表し、意見募集を開始した。意見募集は2週間という不当に短い期間であったにも関わらず、約9万の意見が寄せられ、そのうち反対の意見が約8割を占めていたとされるが、政府はこれら反対の意見を無視し、法案に「報道の自由に十分に配慮する」ことを加えるといった弥縫策を講じて強引に法案を提出しようとしている。

自由法曹団は、このような政府による姑息な手段の真意を暴き、秘密保護法が、国民の憲法上保障された権利を侵害し、民主主義を実現するために憲法上定められた統治機構の根幹を揺るがすものであることを明らかにしながら、広く市民と連帯して、秘密保護法の国会提出を阻止するために全力を尽くすものである。

2013年10月21日

自由法曹団 岩手・安比高原総会